

議案第35号

逗子市印鑑条例の一部改正について

逗子市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市印鑑条例の一部を改正する条例

逗子市印鑑条例（昭和51年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第3項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「に限る。）」の次に「又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正に伴い、個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書がスマートフォン（移動端末設備）へ搭載可能となるに当たり、改正の要あるため提案する。